

社会保険労務士 山下事務所 は 「この会社で働くことができてよかった」 そう思えるような会社作りのお手伝いを致します

★リーマンショックに思うこと★

- ◆ 昨年のリーマン破綻に端を発した世界的な不況。私なりに、雇用の観点から総括してみます。

【労働契約の中途解消】

- ◆ 期間雇用者がバツバツと切られました。期間雇用者の、契約期間内での中途解消は原則として不可です。契約に定められた期間は、必ず雇用しなければなりません。

- ◆ 中途解消が出来るようにするには、労働契約の際に「退職の自由」と、その自由を認める代わりに会社側による「中途解消もあり得る」旨の内容である必要があります。その旨がなく、中途解消しなければならない事態が起こった時は、残存期間の賃金を支払うことが必須条件。今回は、その資金すらなかったことも事実ですが…

- ◆ 殆どの会社では、この点の認識が欠けています。

【雇用と住居がセット】

- ◆ 働く場所の近辺に住居を持たない労働者にとっては、寮というのはありがたいものです。アパートを借りるよりも安価で、賄いさんがいらっしゃれば、食費も助かります。

- ◆ 会社側としては「人材確保と寮費徴収による固定費の軽減」というメリットがあり、労働者側としても「働き口と住居の確保で一挙両得」というメリットがあったと思います。両者共にWin-Winの関係でした。

- ◆ 基本的には、『寮に住むことが出来るのは雇用関係にある者のみ。』という理論は、建物の所有権の観点からすると成り立つでしょう。したがって、「雇用関係が解消されたから出て行け。」というのは“あり”の話です。

- ◆ ところが、今回の一件で浮き彫りになったのは、労働契約の際に『住むことが条件』、或いは『住むことが結果的に半強制(他の選択肢がない)』状態であったことです。

- ◆ 募集の際、福利厚生の中で他社を上回ることを前面に出し、1人でも多くの人材を募るのは当たり前のことですが、あれほど多くの人が住居を失ったことを考えると、『雇用と住居のセット』

は見直さなければならぬでしょう。もしかしたら、居住権が主張できたかも知れません。

【雇用保険をもらえる人がいたはず】

- ◆ 中途解消の際、「手続上必要ですから、退職届を出して下さい。」と言われて提出すると、「自己都合扱い。」になっていた。または、「雇用保険にすら加入していなかった。」という人が多数いらっしゃったようです。

- ◆ 今回の件は、明らかに“会社都合”で、失業保険も有利な条件で受給することが出来たはず。会社都合は、世間体と助成金に影響を与えますから、会社都合とする事は避けたかったのでしょうか。

- ◆ 雇用保険の加入については、加入しておかないと労働者は対処する術を失いますので、必須です！

【今後は大丈夫か？】

- ◆ 大丈夫な訳がありません。減収でも一定の利益を出さなくてはなりませんので、固定費や原価の削減等、手当をしなければなりません。賃金カットも予想されます。

- ◆ 賃金カットの場合は、労働条件の不利益変更を知恵を絞らなければなりません。如何にして“合理性”を求めるか。我慢の期間、誰、額等々。そして、下がってはいけなモチベーション。

- ◆ やらないに越したことはありませんが、多くの知恵を必要とする時期です。

JREPOに関するお問い合わせは下記まで

社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : office-srry@sr-yamashita.comホームページ : <http://sr-yamashita.com>

【業務案内】

- | | |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援 |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演 |
| ★管理者研修の実施 | ★各種助成金の申請 |
| ★退職金制度の構築 | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。